昭和商学校 Palette シェアキッチン運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、シェアキッチンが起業を目指す者や新たな事業を展開しようとする事業者等が新商品の開発・試作や販売用の商品の製造等を行うことを支援し、複数の事業者等により使用される場所であることから、シェアキッチンを使用しようとする者（以下「使用者」という。）が安心して、安全な食品を製造・販売できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（使用者の要件）

第２条　使用者は、次の要件を満たすこととする。

（１）あらかじめ保健所から菓子製造業及びそうざい製造業等の食品に関する営業の許可又は臨時営業の許可を受けること。

（２）食品衛生責任者（食品衛生法施行規則（昭和２３年７月１３日厚生省令第２３号）別表第１７に定める者をいう。以下同じ。）を配置し、使用日当日は、その食品衛生責任者が常駐すること。

（３）食中毒に対応する生産物賠償責任補償のある保険に加入すること。万が一食中毒等が発生した場合には、全て使用者の責任において対応し、必要な賠償等を行うこと。

（４）試作品の製造等販売用の商品の製造を行わないときは、前３号の規定は適用しない。

（５）使用者は、初回使用の前に、昭和商学校 Palette シェアキッチン使用申請書の提出又は昭和商学校 Palette シェアキッチン使用者登録申請フォームから申請し、町長から使用者登録を受けること。

（６）将来的に、シェアキッチンから活動拠点を移転して、事業を展開することを目指して使用すること。

（使用の手続）

第３条　使用者は、使用日に、町又は町長が指定する者に、使用者登録通知書と身分証明書を提示し、確認を受けてからシェアキッチンを使用すること。

（使用に当たっての基本ルール）

第４条　使用者は、次に掲げる要件を守って使用すること。

（１）使用時間には、仕込み等の準備や清掃等の後片付けまでを含めるものとし、調理機器、調理器具、食器等の洗浄・清掃・消毒・後片付けまで、時間内で完了させるよう作業の予定を組んだ上で、使用の予約を行うこと。

（２）備付けの調理機器、調理器具等は自由に使用することができる。ただし、安全面に十分注意するとともに、こまめに手洗いやアルコール消毒を行うなど衛生面にも十分注意して使用すること。

（３）調理中の事故、けが、食中毒等のトラブルに関し、町及び町長が指定する者は一切の責任を負わないため、使用者の責任において全て対応すること。なお、町及び町長が指定する者の責めによらない理由により、町及び町長が指定する者に損害が発生した場合は、その全額を使用者の負担とする。

（４）使用者は、調理器具等を持ち込むことができる。ただし、必ず洗浄と消毒を行ってから使用すること。この場合において、持ち込んだ調理器具等が毀損、汚損、滅失した場合等であっても、町及び町長が指定する者は、一切の責任を負わない。

（５）消費電力の大きな調理器具、特殊な調理器具、大きな音や振動等が発生する調理器具等を持ち込んで使用する場合は、必ず町長に事前相談すること。

（６）シェアキッチン内外の建造物、設備、備品等を毀損、汚損、滅失させた場合等は、速やかに町又は町長が指定する者に届け出ること。この場合において、原状回復のため費用が発生する場合は、使用者の負担とする。

（７）油の処理には、必ず油を固める固化剤等を使用すること。また、匂いの強い調理や室内に汚れが飛散・付着するような調理については、使用を控えてもらう場合があることをあらかじめ了承すること。

（８）シェアキッチンに持ち込んだ食材、調味料の残り、調理器具、製造した食品、使用時に発生したゴミ等は、使用後に必ず全て持ち帰り、適切に処理すること。ただし、複数日連続で使用する場合で、他の使用者の使用の妨げにならないときは、この限りでない。

（９）シェアキッチン使用中の貴重品の管理は、使用者自らの責任において行うこと。貴重品の紛失

等が生じても、町及び町長が指定する者は、一切の責任を負わない。

（１０）使用者は、次の使用者のため、使用時間内に次に掲げる後片付けを行うこと。

ア　使用した調理器具、食器等を、全て洗浄、清掃、乾燥、消毒してから、元の位置に戻し、原状に回復させること。

イ　シンク、調理台、床等のキッチン内の汚れを全て拭き取ること。スチームコンベクションオーブンについては、自動洗浄をかけること。

ウ　水道蛇口とガスの元栓の閉め忘れ、調理器具、照明やエアコン等の電源の切り忘れがないか確認すること。

エ　後片付けに使用するキッチンペーパー、スポンジ、食器用洗剤、排水口ネット等は町又は町長が指定する者が用意する。ただし、個別に必要とする備付け以外の消耗品は、各使用者が用意すること。

オ　後片付けが終わったときは、必ず町又は町長が指定する者の確認を受けること。

（１１）特殊な調理を行う場合又は特殊な調理器具、食材等を持ち込む場合は、必ず町長に事前に相談すること。

（１２）シェアキッチンの使用者は、次に掲げる設備を無料で使用することができる。

ア　給湯設備

イ　館内のＷｉ－Ｆｉ設備

ウ　冷蔵庫、ポット、電子レンジ等の本施設内に配置されている機器類

（１３）冷蔵庫の使用については、使用者は消費期限を守り、保存する物には必ず記名するなど、適切に管理するものとする。消費期限切れの物が長期間保存されている場合は、町又は町長が指定する者は所有者の許可なく処分することができるものとする。

（商品製造に当たっての注意事項）

第５条　使用者は、次に掲げる要件に注意して商品製造に当たること。

（１）シェアキッチンを製造所として製造シールを作成する場合は、使用者が全ての責任を負い、作成すること。また、製造に当たっては、製造日等を誤って記載することがないよう注意するとともに、シェアキッチンで製造した食品にのみ添付すること。

（２）シェアキッチンで販売用の商品を製造した場合は、商品の概要や販売予定の場所、製造数をあらかじめ町又は町長が指定する者に報告すること。また、販売用ではない商品を製造した場合であっても、町又は町長が指定する者から商品の概要等に関する情報提供の依頼があったときは、速やかに当該情報を提供すること。

（３）シェアキッチンは、特定多数の使用者が共有して使用する場所であるため、アレルゲン物質を含む食品が調理されている可能性があることを使用者は十分に理解した上で、自身の責任において、アレルゲン物質の混入防止に最大限配慮した商品製造を行うこと。アレルゲン物質による事故、健康被害等が生じても、町及び町長が指定する者は、一切の責任を負わない。

（その他）

第６条　この基準に定められていない事項で、シェアキッチンの使用に当たって問題等が発生した場合は、必ず町長に相談すること。

附　則

この基準は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年６月５日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年１１月１日から施行する。